

令和4年10月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年10月26日(水) 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	欠席
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 1名 8番 杉 為昭

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第10号 合意解約等について
- 第 3 議案第47号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第48号 農地法第5条に規定による許可について
- 第 5 議案第49号 非農地証明について
- 第 6 議案第50号 あっせんについて
- 第 7 議案第51号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第 8 議案第52号 令和3年度地籍調査事業に伴う地目変更について

○事務局

皆さんおはようございます。

本日は8番委員とT推進委員から欠席の届けが出ております。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから令和4年10月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りなるかマナーモードに設定するかお願いいたします。また退席するときは議長の許可をもらってから退席してくださいませようをお願いいたします。

それでは、開会にあたり、会長に御挨拶いただきそのあと、議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。

令和4年10月西之表市農業委員会定例総会につきまして、委員、推進委員の皆様、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて10月に入りまして、サツマイモの収穫作業も本格的に始まっております。

早掘りのほうにつきましては、抜取りの徹底、消毒等、農家さんの努力によって、収量が、前年、前前年に近づきつつあるようです。また今後の収量に期待をいたしたいところでございます。

近況としましては、前回の定例総会のおきも、報告しましたけれども、10月6日から10日に霧島で、全国和牛能力共進会が開催されました。鹿児島県は、9出品区のうち、六つを制し、さらに内閣総理大臣賞にも輝き、前回の宮城大会に続きまして、「和牛日本一」となって、連覇を果たしました。また、この2、3か月、牛の子牛の競りのほうでもちょっと価格が低迷しておりました。昨日、一昨日と競りがあったようですけれども、今回は、価格が少し上を向いたのかなという気がします。「和牛日本一」を連覇したことによって、価格が上がっていくことに期待をしたいと思います。次の共進会は5年後に北海道で開催をされるようです。三連覇に向けて農家さんも頑張っていたきたいと思います。

また、新型コロナも、10月から水際対策が緩和されておまして、これから、冬に向けて、インフルエンザが流行して、コロナとインフルエンザの両方が、増えるのではないかという報道もされているようでございます。

また、この頃、日中と朝晩の温度差がかなりありますので、体調管理には十分注意をしていただきたいと思います。

○議長

それでは、本日の会議を開催いたします。議事運営がスムーズに進みますように、皆様方の御協力をよろしくをお願いいたします。

日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録の署名委員を指名いたします。

6番、鮫島委員、7番、深田委員を指名いたします。

○議長

続きまして日程第2、報告第10号「合意解約について」事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

日程第2、報告第10号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページになります。

今月の合意解約は、1番から2番の2件で、現況地目、田、4筆、8,310平米の合意解約がありました。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第47号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第47号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は2ページになります。今月は所有権移転2件の申請がありました。

1番です。住吉校区下能野地区です。現況地目、畑の1筆で、面積573平米を無償で所有権移転するものです。

2番です。中割校区生姜山地区です。現況地目畑の1筆で、面積722平米を売買により所有権移転するものです。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。続きまして担当委員から報告をお願いいたします。

まず、番号1について、7番委員お願いいたします。

○7番委員

7番です。整理番号1について、現地調査を実施いたしました。

10月21日、午後3時より担当推進委員、譲渡人、譲受人立会いで現地調査を行いました。

現地は、下能野港の南側、海岸沿いにある農地でございます。

譲受人は、高齢ではありますが、現在、野菜づくりに頑張っている農家でございます。女性ということで、農機具類は、大きなトラクターとかは所有をしておりませんが、作業につきましては、農業公社や友人知人等に作業の委託を行っているということでございました。

譲渡人にも譲渡内容等の確認をとり、調査の結果、申請のとおり許可相当と思われます。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続きまして整理番号2を、11番委員お願いします。

○11番委員

11番です。所有権移転について整理番号2番について説明します。

22日の午前9時半、譲受人、担当推進委員の3名で、現地調査をしました。

申請地は中割の旧鴻之峯小学校の近くで、譲渡人は、県外に住んでおります。電話で確認をしたところ、もう島には帰らないということで、「譲受人に住宅と農地を買い取ってほしい。」との要望でこの申請になったようです。

譲受人は現在榕城に住んでいますが、以前この住宅を借りて住んでおりました、申請の畑は、この住宅のすぐ上にあります。

申請地は、ニガタケが生えておりますが、再生して家庭菜園として、また住宅はゲストハウスとして、再利用をしたいとのことでした。

これからは特殊伐採作業もしながら、米、安納イモの耕作を、拡大したいとのことで、所有する機械や、農作業の技術力も含めて許可相当と思います。審議をお願いします。

○議長

ありがとうございました。ただいま、担当委員のほうから報告説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

○5番委員

5番です。番号2で、特殊伐採というのはどういうものですか。

○11番委員

高いところの木の枝を切ったり、自分で出来ないようなところの木を登って枝を切ったりなど高所作業場での、木の伐採の仕事のようです。

○議長

ほかに。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了してこれから議案第47号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第4、議案第48号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第48号「農地法第5条の規定に係る許可について」を説明いたします。資料は3ページになります。

1番です。下西校区川迎地区です。台帳現況地目畑が1筆で、面積2,485平米のうち、500平米を宅地に転用するものです。

申請理由としましては、借家住まいで手狭であることから、申請地に住宅を建築したいとのことでした。

土地の条件につきましては、農振農用地区域外で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。周辺は、宅地、畑、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されていることから、転用による周辺への被害はないと思われま

また、資金調達については、融資証明書より確認がとれております。

2番です。榕城校区上之原町地区です。台帳現況地目畑が2筆で、面積2,048平米を雑種地に転用するものです。

申請理由としましては、申請地に資材置場を整備したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。周辺は、宅地、道路、畑がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周辺への被害はないと思われま

す。また資金調達については、残高証明書により、確認がとれております。

この2番に関しては、先月の定例総会で保留となった件で、総会后、申請者に総会の内容を話し、所有権移転で出来ないかと話をしたところでした。その後、申請者が所有者と話し、所有権移転で話がまとまったということで、今月再度申請されたものです。

先月の総会時に出た懸案事項に関して、市民生活課に確認したところ、環境衛生面での苦情は特になく、また、行政指導等については、保健所で行っているということでした。

3番です。現和校区現和下之町地区です。台帳地目畑が1筆で、面積922平米を雑種地に転用するものです。

申請理由は、和牛の放牧地運動場を整備したとのことです。

農地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は山林と畑がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲の影響はないと思われま

す。なお、この件に関しては、事後転用であり、顛末書を提出しております。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから説明がありました。続いて11日に現地調査が行われております。調査委員の皆様お疲れ様でした。

調査委員長長の報告をお願いいたします。

○13番委員

はい、13番委員です。議案第48号について、10月11日、合同調査員2名事務局2名及び各担当委員、担当推進委員、案内人立会いのもと、調査を実施いたしましたので報告いたします。

整理番号1についてですが、申請地は、下西校区川迎地区の親が所有する第2種農地に住宅を建てたいという申請です。申請書類も整っており、排水についても、近くにある地区の公民館の設備を利用させてもらうよう承諾を得ており、問題はないと判断し、許可相当と考えます。

次に整理番号2についてですが、事務局からの説明のとおり、先月の総会での意

見を踏まえ、賃借権設定から所有権移転に変更して、再度申請するものです。場所としても、ここしかないということで、今後、保健所の指導のもと、適正な使用がされるものと判断し、許可相当と考えます。

整理番号3についてですが、申請地は、現和上之町地区在住の申請人が、所有する牛舎に隣接する土地で、以前から耕作されず、竹が生えていたので、農地とは知らずに、運動場に整備をしてしまったとのことです。顛末書も提出しており、運動場が出来たことで、牛にとっても良いことではないかなというふうに考えまして、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして担当委員から補足説明があったら、お願いをいたします。まず、整理番号1について、2番委員、お願いします。

○2番委員

2番です。整理番号1についてですが、写真で見るとおり、周りは畑ですけれども、隣の下側の畑は3年ぐらい作られておらず、今、少し荒れているような状態です。右側のほうは2メートルぐらいの段差がありまして、家を建てる予定の圃場は一番低い位置になりますので、排水のほうが大丈夫かなと思ったのですが、公民館の排水のほうに流す許可を得ており、隣の圃場の所有者にも話を通しているということで、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて整理番号2を5番委員、お願いいたします。

○5番委員

5番です。先月保留された件で、先月説明したとおり、公共性もあることですので、見る限り再生可能ではあるのですが、許可相当と思います。皆さんの審議をよろしくお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

続きまして整理番号3、12番委員、お願いします。

○12番委員

12番です。番号3についてです。ただいま、委員長がおっしゃったとおりです。許可相当と考えます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、担当委員のほうから報告説明がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手をお願いをいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第48号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第5、議案第49号「非農地証明について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第49号「非農地証明について」を説明いたします。資料は4ページをお開きください。1番から4番は、現場が近くでありますので、1枚の地図で説明させていただきたいと思っております。

まず、1番です。榕城校区本立地区です。台帳地目は畑ですが、昭和54年頃から耕作せず、現在は雑種地となっております。交付基準2に基づく申請です。

続きまして2番です。同じく榕城校区本立地区です。台帳地目は田ですが、昭和52年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

3番です。榕城校区本立地区です。台帳地目は畑ですが、昭和57年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

4番です。同じく榕城校区本立地区です。台帳地目は田ですが、昭和52年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請であります。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましても、11日に、現地調査が行われております、調査委員長報告をお願いします。

○13番委員

はい、13番委員です。議案第49号についても、10月11日、合同調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1について、申請地は、道路工事により分断された団地で、40年以上耕作せず、資材置場となっていることから、農地としての利用が見込めないと判断し、交付基準2に該当し、許可相当ということで意見の一致を見たとところでございます。

整理番号2から4につきましても、地図のとおり隣接したところでございますので、まとめて報告をさせていただきます。

字奥ノ谷の隣接する農地で、ここも40年以上前から耕作せず、現況は道もなく山林化しております。いずれも交付基準1の(イ)に該当し、許可相当ということで意見の一致を見ました。以上皆さんの御審議をよろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長のほうから報告がありました。担当委員からの補足ということですが、私が担当ですので報告します。

○4 番委員

調査委員長のおっしゃるとおりです。皆さん、審議のほうをよろしく願いいたします。

○議長

この件につきまして、何か質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第49号「非農地証明について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第6、議案第50号「あっせんについて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第50号「あっせんについて」を説明いたします。資料は5ページをお開きください。

1番です。「売りたい」の申出です。場所は榕城校区上之原町地区です。売買価格は、相談に応じますとのこと。あっせん委員につきましては、4番、脇田峰生委員と5番、日笠山隆委員をお願いいたします。

2番です。「売りたい」の申出です。場所は榕城校区本立地区です。希望売買価格は、標準額とのこと。あっせん委員につきましては、4番、脇田峰生委員と5番、日笠山隆委員にお願いしたいと思います。以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。何か質問のある方いませんか。

○5 番委員

質問ではないですが1番の土地は、さっきの5条申請の自分の担当のところのすぐ隣だそうです。

やっぱり住宅化が進んできて、なかなか、あっせんも大変だなという気がしております。

○議長

ですね最近あっせんっていうのが、いろんな絡みのものが出てきています。あっせんも多くて価格もちょっと、上がってきて、特に売買の場合はあっせんも難しいような案件が出てきているみたいです。あっせん委員になられた方はぜひよろしく願いをいたします。

それでは、続きまして日程第7、議案第51号、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第51号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず、所有権移転について説明いたします。6ページをお開きください。

1段目です、地目畑、面積、面積592平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳については、7ページを詳細については、8ページから10ページを御覧ください。

続きまして、中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から県の地域振興公社への利用権設定を説明いたします。11ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年11月1日から令和9年10月31日の5年間、地目田、2,505平米、地目畑、2,940平米の合計面積5,445平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間、地目畑、面積、40,401平米、利用権の設定をする者7人、受ける者1人です。

内訳につきましては、12ページを詳細につきましては、13ページから23ページを御覧ください。

続きまして、県の地域振興公社から耕作者への、利用権設定を説明します。24ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年11月1日から令和9年10月31日の5年間、地目田、2,505平米、地目畑、2,940平米の合計面積5,445平米、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

2段目です。期間が令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間、地目畑、面積、40,401平米、利用権の設定をする者1人、受ける者5人です。

内訳につきましては、25ページを詳細につきましては、26ページから33ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

なお今回の所有権移転の件につきましては、所有権を受ける者が推進委員でございますけれども、推進委員には議決権が無く「議事参与」に当たりませんので、退室はせず、そのまま審議を続けます。それでは担当委員の報告をお願いいたします。所有権移転整理番号1について、12番委員、報告をお願いします。

○12番委員

12番です。整理番号1について報告いたします。

10月24日、夕方6時、少し暗い中、譲受人立会いで現地調査を行いました。譲受人は、サトウキビ、米などを中心に生産している現和校区在住の認定農家です。

譲渡人は、最近親が亡くなり、土地を相続した土地持ち非農家です。

この畑は、譲受人宅の近くにあり、今回の契約となったそうです。サトウキビを植えたいとのことでした。

譲受人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても何ら申し分ありません。

譲渡人とは電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、議案第51号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして、日程第8、議案第52号「令和3年度地籍調査事業に伴う地目変更について」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

日程第8、議案第52号「令和3年度地籍調査事業に伴う地目変更について」を説明いたします。

この案件につきましては、財産監理課地籍調査係より、国土調査法による地籍調査を実施した結果に伴う地目変更について、照会があったものです。

地区につきましては、大字古田地区の一部及び大字住吉地区の一部となっております。

まず初めに、大字古田地区について説明いたします。資料は、34ページから54ページになります。

農地から農地以外になったものが、124筆の面積が122,751.12平米です。

農地以外から農地になったものが15筆、18,384平米となっております。

次に、大字住吉地区について説明いたします。資料は、55ページから73ページになります。

すみません。1件、修正をお願いいたします。

56ページの上から5行目、地目が、調査前が田、調査後が畑となっておりますが、地籍調査係のほうでも、判断に迷ったらしく、今回の現地立会の結果、畑を原野へと変更になりましたので、修正のほうよろしく申し上げます。

この修正を踏まえまして、農地から農地以外になったものが、136筆、52,

149平米、農地以外から農地になったものが4筆、3,237平米となっております。

詳細につきましては、調査前及び調査後の地目と面積等で確認出来ますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

事務局から報告のあったとおり21日に、地籍調査係と現地調査が行われております。担当委員の報告をお願いします。

まず住吉地区について13番委員報告をお願いします。

○13番委員

はい、13番委員です。議案第52号の住吉地区について、10月21日、担当委員及び担当推進委員、財政監理課地籍調査係の職員2名、事務局2名、計7名による立会いのもと、現地調査を実施いたしましたので報告いたします。

地図、地籍簿、現地を確認の結果、55ページから73ページに記載されている大字住吉地区についての、地目の変更については、先ほど、事務局から一部修正がございましたが、それ以外、地籍調査の通りであることを確認しましたので、報告いたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、古田地区を14番委員をお願いします。

○14番委員

14番です。古田地区について、10月21日9時半より、担当委員2名、担当推進委員1名、財産監理課地籍調査係の職員2名、事務局職員2名、計7名による立会いのもと、現地調査を実施しました。

地図、地籍簿、現地を確認の結果、34ページから54ページに記載されている大字古田地区についての、地目の変更については、地籍調査のとおりであることを確認しましたので報告いたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当の委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第52号「令和3年度地籍調査事業に伴う地目変更について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

た。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

6 番 委 員 _____ 印

7 番 委 員 _____ 印